

議 第 241 号

平成29年11月22日提出

熊本市区の設置等に関する条例の一部改正について

熊本市区の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市区の設置等に関する条例（平成23年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「北区役所龍田出張所」を「北区役所龍田総合出張所」に改める。  
別表北区の項中「、龍田町弓削」を削り、「山室6丁目」の次に「、弓削1丁目、弓削2丁目、弓削3丁目、弓削4丁目、弓削5丁目、弓削6丁目」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

（提出理由）

龍田出張所を総合出張所にする等のため、所要の改正を行う必要がある。  
これが、この条例案を提出する理由である。